



復興庁 政策調査官（復興支援業務担当）の採用について

復興庁本庁（東京都千代田区）では、政策調査官（非常勤職員、復興支援に関する業務を担当）を次のとおり募集いたします。

1 業務内容

- (1) 民間企業等の専門的な知識、経験及び技能等に基づく復興の推進に関する調査及び分析
- (2) (1)を踏まえての復興の推進に関する企画及び立案の補助
- (3) その他、民間企業等の視点での復興の推進に関する各種助言 等

2 募集人数

若干名

3 募集対象

以下の条件に該当する方

- (1) 大学卒業以上又はそれと同等以上の学力を有すると認められる方
- (2) 民間企業等の実務経験を有する方（8年以上が望ましい）
- (3) 復興の推進に関する専門的な知識、経験及び技能等を有する方
- (4) 心身とも健康である方

なお、以下に該当する方は応募できません。

- 日本国籍を有しない方
- 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない方
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの方
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

4 採用予定日・任期

(1) 採用予定日

平成30年4月1日

(2) 任期

平成30年4月1日～平成31年3月31日又は平成32年3月31日

※ 任期は相談可、業務の必要性及び勤務実績等により任期を更新する場合があります。

5 身分・服務

復興庁での身分は非常勤の一般職国家公務員となり、国家公務員法が適用されます。

6 勤務日数・勤務時間

(1) 勤務日

月曜日から金曜日の週5日

(2) 勤務時間

1日につき5時間45分（10:00～12:00及び13:30～17:15）

(3) 勤務を要しない日

① 日曜日及び土曜日

② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

③ 12月29日から翌年の1月3日までの日（上記①及び②に掲げる日を除く。）

7 給与

(1) 給与日額（日給）

8,470円～12,570円

※1 学歴及び職歴等を考慮の上決定します。

※2 給与日額は、国家公務員の給与改定に伴い変更になる場合があります。

(2) 給与日額以外の給与

以下に記載した給与を常勤職員の支給要件等に準じて支給します。

① 通勤手当相当額

② 超過勤務手当相当額及び休日給相当額〔勤務を要しない日に勤務を命ぜられた場合〕

(3) 支給日

原則、翌月16日に給与期間（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき支給します。

8 社会保険

健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによります。

9 休暇

人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)第3条、第4条及び同規則の運用通知の定めるところに従い、休暇を付与します。

10 勤務地

復興庁本庁(東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館)

11 応募方法

(1) 提出書類

① 履歴書(1通)

- ・様式自由。
- ・6か月以内に撮影したカラー写真を添付してください。
- ・志望理由を簡潔(200字程度)に記載してください。
- ・「政策調査官志望(復興支援業務担当)」と明記してください。
- ・高校卒業以降、現在までの学歴及び職歴を月単位で全て明記してください。
- ・日中確実に連絡が取れる連絡先(電話番号、メールアドレス等)を明記してください。

② 職務経歴書(1通)

- ・様式は自由です。A4横書で記入してください。
- ・履歴書に記載した職歴の内容を具体的に記入してください。

(2) 提出方法

封筒の表面に、**赤色**で「**本庁政策調査官(復興支援業務担当) 応募書類在中**」と記載した上で、郵送により提出してください。

(3) 提出先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

復興庁 総括班(人事担当)

(4) 提出期限

平成30年3月16日（金）（必着）

※ 応募書類は、返却せず当方で責任を持って破棄させていただきますのであらかじめ御了承ください。

12 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

※ 応募書類の提出に応じ、提出期限前であっても随時面接を行います。

1次選考（書類審査）の結果、2次選考（面接）を行うこととなった方のみに、順次2次選考の日時・場所等を連絡いたします。

また、提出期限前であっても、採用予定者が決まり次第、募集を終了することがありますので御承知おきください。

13 その他

復興庁政策調査官に採用された場合、復興庁職員の身分証明書としてマイナンバーカードを使用しますので、採用日までに取得していただく必要があります。

（マイナンバーカード総合サイト）

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kojinbango/index.html>

14 問合せ先

復興庁 総括班（人事担当）中臺（なかだい）

電話 **03-6328-1111**（代表）（内線：7210）

※電話番号は、お間違えのないようご注意ください。